

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行うオーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）との間で必要な事項を定めるものである。

1 業務名

オーストラリア（パース）での輸出拡大支援事業委託業務

2 業務の目的

長野県の輸出重点国であるオーストラリアにおいて、現地イベントでの長野県ブース出展及び現地レストラン等での長野県産品をPRするフェアの開催等を実施することで、県産品の販路拡大・輸出促進を図る。

3 委託契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月30日（月）まで

4 業務内容

（1）オーストラリア・パースで開催されるイベントへの長野県ブースの出展

ア 出展イベントの選定及びイベント主催者への出展の申込み・支払い

乙は、オーストラリア・パースで開催され、長野県産を売り込むために効果的なイベントを選定し、甲と協議の上、イベント主催者と調整を行い、出展申込み及び出展料の支払いなど、出展に係る一切の手続きを行うこと。合わせてブース運営に必要な設備・備品等についても申し込みをすること。ブース出展・運営に関わる経費については、乙の責任において、委託料の中から確実に支払いをすること。なお、設備や備品等についてはイベント出展に支障のないよう整えるものとする。

＜長野県ブースの概要＞

出 展 規 模	3小間程度を確保すること。
出展申込	契約後、速やかに主催者に申し込みをすること。
出展料支払い	主催者から指定のある支払い期日までに出展に関わる費用を支払うこと。

イ 参加事業者のサポート

本事業に出展する県内事業者の出展に向けたサポートを行うこと。また、出品する商品については、輸出通関に関する手続き、国内から豪への輸送、現地倉庫及び豪での配送手配等は、全て乙が行い、手続きに関する費用は委託料の中から支出するものとする。ただし、輸送費、関税等の経費については参加事業者の負担とする。

ウ 長野県ブースの企画・運営等

出展ブースについては、効果的な商品のPRに繋がるように工夫した内容とし、甲と商談の上決定すること。イベント当日は、ブース運営に必要な人員、英語が堪能なスタ

ップを配置すること。また、オーストラリアの販路開拓支援のため、県が派遣する職員2名を県ブースの運営に従事される体制を整えることとする。

(2) オーストラリア・パースでの長野県産品をPRするフェアの実施

ア 長野県産品PRフェアの実施場所の選定

長野県産品をPRするフェア(イベント)を企画し、パース市内のレストラン等、開催場所を選定すること。会場費等については、開催場所の関係者と相談の上、必要な費用を支払うこと

イ 長野県産品PRフェアの企画・実施

長野県産品をPRするフェアを企画し、県産品を活用したメニュー提案も含め、甲と相談の上、内容を決定すること。フェア実施に向けては、長野県産食材や必要備品等の準備をすること。レストラン等の関係者と相談の上、負担すべき費用については、全て委託費の中から支払うこととする。

(3) その他

ア 県産品の販路拡大の取組

県産品の継続的な販路拡大に繋がる取組を実施すること

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
8 月	上旬	・公募型プロポーザル公告
9 月	上旬	・受託事業者決定・契約
以降 ～3月		・イベント申込・出展料支払い ・長野県ブース内容の決定 ・出展事業者選定、打合せ、事前準備 ・県産品フェア開催場所決定、内容決定 ・イベント出展及びフェアへ向けた県産品の輸送・通関手続き ・長野県ブース及び県産品フェアの準備 ・当日運営 等
3 月	下旬	・実績報告書の提出

6 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式）で甲に提出すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。

- (9) 本事業に関する甲・乙間の係争は、日本国の法律及び長野県条例に基づき、長野地方裁判所にて審議を行うものとする。